

議案第 33 号

日進市長、副市長及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について

日進市長、副市長及び教育長の給料の月額の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 18 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症による社会情勢に鑑み市長等の給料を減額するため、日進市長、副市長及び教育長の給料の月額の特例に関する条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

日進市長、副市長及び教育長の給料の月額を令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、給料の月額から市長については 100 分の 30、副市長及び教育長については 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

日進市長、副市長及び教育長の給料の月額の特例に関する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料の月額は、日進市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年日進町条例第3号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から当該額に、市長にあつては100分の30を、副市長及び教育長にあつては100分の5をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。